

障害児・知的障害者福祉施策

概要

障害児・知的障害者在宅福祉の概要

【障害児施策】

【知的障害者施策】

早期発見 早期療育	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性代謝異常等検査等 ・健康診査 (乳幼児、1歳6か月児、3歳児) ・育成医療の給付 	
通所事業 通園事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児各種通園施設・通園事業 ・重症心身障害児(者)通園事業 	
在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具費の支給 ・日常生活用具の給付等 ・居宅介護等 〔自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。〕 ・短期入所(ショートステイ)事業 〔自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。〕 ・障害児(者)地域療育等支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左 ・同 左 ・同 左 ・同 左
就労関連		<ul style="list-style-type: none"> ・職親制度 〔事業経営者等が知的障害者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、自立更生を図る。〕
総合的サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・相談指導(児童相談所等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳制度 〔知的障害児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。〕 ・相談指導(福祉事務所等)

障害児・知的障害者施設福祉施策の概要

